平成２３年（フ）第１８９号
奈良県奈良市中登美ケ丘４丁目２番地　17―106号、申立時の住所奈良県生駒市俵口町950番地１　ライオンズマンション弐番館511
破産者　山根　清美
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７７５号
札幌市西区琴似３条５丁目３番19号　ベルメゾン琴似Ａ―205号
破産者　森田　　裕
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５５号
札幌市白石区川下１条６丁目１番２号
破産者　井上　杉芳
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８号
秋田県由利本荘市川口字上菖蒲崎２番地16
破産者　菊地　純子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第３４号
秋田県にかほ市象潟町字冠石下16番地
破産者　佐々木令子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第６４６号
埼玉県春日部市谷原３丁目10番地12、前住所埼玉県春日部市南１丁目９番34号
破産者　板橋　柳二
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
長野県岡谷市神明町４丁目３番10―301号　パークハイツ神明301
破産者　浜　　誠
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１０２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩124番地の１、前住所神奈川県川崎市麻生区細山５丁目14番１号
破産者　平野　裕信
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
静岡県伊豆市湯ヶ島643番地、前住所静岡県伊豆市八幡43番地の１
破産者　杉本　正春
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
京都市伏見区向島津田町171番地　ドルミ高矢302号
破産者　中井　由佳
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８９号
広島県東広島市西条町吉行575番地１、申立時の住所広島県東広島市高屋高美が丘６丁目13番１号
破産者　津和野芳和
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５６号
福岡市東区原田２丁目29番11―705号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉市柿原25番地３
破産者　藤野　清美
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９１号
福岡市中央区平和３丁目８番２―201号
破産者　後藤　哲也
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３９８号
大分市大字片島135番地の２　ファミール吉原202、開始決定時の住所大分市大字片島1119番地の６
破産者　藤島　義夫
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６８号
大分市中島西３丁目３番５号　中島ハウスマンション103
破産者　薬師寺康弘
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７２号
福島市飯坂町茂庭字軽井沢123番地の５
破産者　小野　　巧
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８７号
福島県郡山市昭和２丁目２番16号　平田貸家Ａ号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市字古川100番地の５
破産者　渡邊　智春
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係